



厚生労働省

近畿厚生局

Kinki Regional Bureau Of Health And Welfare

## Press Release

令和 4 年 5 月 11 日

### 元保険医療機関の指定の取消相当について

令和 4 年 4 月 25 日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「元保険医療機関の指定の取消相当」については妥当との建議がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応しましたので、お知らせします。

#### **1 元保険医療機関の指定の取消相当の取扱い**

指定の取消相当となる元保険医療機関

名 称	医療法人友愛会 松本病院
所在地	大阪府大阪市福島区海老江二丁目 1 番 36 号
開設者	医療法人友愛会（社団） 理事長 松本 直彦 （法人番号 2120005005699）

指定取消相当年月日 令和 4 年 5 月 11 日

※ 当該保険医療機関は令和 4 年 2 月 28 日付で廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

#### **2 監査を行うに至った経緯**

近畿厚生局指導監査課に対し、本件病院の入院料の施設基準の届出に関して、実際には要件を満たしていない等の情報提供があった。適時調査において関係書類を確認したところ、看護配置数の施設基準を満たしていない月が多数認められた。さらに個別指導を実施したところ、入院料の施設基準を満たしていなかった事実を認め、虚偽の施設基準の届出を行って、診療報酬を不正に請求していた疑いが濃厚となった。そのため、個別指導を中止し、平成 29 年 6 月から平成 31 年 2 月までの計 23 回の監査を実施した。

### **3 取消相当の主な理由**

監査において判明した取消相当の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- (1) 一般病棟入院基本料に係る施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず虚偽の届出を行い、診療報酬を不正に請求していた。(その他請求)
- (2) 回復期リハビリテーション病棟入院料に係る施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず虚偽の届出を行い、診療報酬を不正に請求していた。(その他請求)

### **4 不正・不当請求金額**

監査において判明した不正・不当請求金額は、監査で使用した平成26年2月分から平成29年4月分までのレセプトのうち以下のとおり。

- ・ 不正請求金額      233名分      400件      80,613,812円
- ・ 不当請求金額      8名分      11件      107,330円

なお、監査において判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

### **5 再指定等**

原則として、指定の取消相当の日から5年間は、保険医療機関の再指定は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消  
健康保険法第80条第2号、第3号及び第6号